

市長説明要旨

— 令和2年9月市議会定例会 —

四 万 十 市

本日、議員の皆さんのご出席をいただき、9月の市議会定例会が開会できますことをお礼申し上げます。

【提出議案】

それでは、提案理由の説明を行います。

今期定例会にお願いします議案は、決算認定議案で「令和元年度四万十市一般会計決算の認定について」など17件、予算議案で「令和2年度四万十市一般会計補正予算について」など9件、条例議案で「四万十市税条例の一部を改正する条例」など2件、その他の議案として「土佐清水市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」など5件で、合計33件となっております。この他に報告事項が3件あります。

提出議案の詳細については後程、副市長並びに所管の方から説明しますので、私からは6月定例会以降における主要課題等への取り組みについて報告をいたします。

【新型コロナウイルス感染症対策及び支援】

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策及び支援についてです。

新型コロナウイルスについては、都市部を中心に感染者が増えており、県内においても4月28日以来となる感染者が7月12日に確認されると、以後、高知市内の障害者施設でのクラスターの発生や、本市においても県外からの来訪者による感染が確認されるなど、

予断が許されない状況が続いています。

そうした状況において、県内及び周辺市町村等、日常的に往来のある地域での感染者の発生者数、発生経路等をもとに市中感染リスクを注視しながら、適宜情報発信を行い四万十市の感染者が最少数に抑えられるよう啓発活動を続けているところでございます。

現在、高知県においてPCR検査機関の拡大、無症状感染者の宿泊所の確保等が進められております。市といたしましては、県の要請に応じて可能な限りの協力を行うこととしております。

また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国の補正予算や県の動向も踏まえながら、これまで専決処分を含め6回の補正予算をお願いし、マスク、消毒液などの感染防止用品の配備や空調設備、空気清浄機などの整備を進め、“感染拡大の防止”に努めるとともに、国の対策に基づく「特別定額給付金」や「子育て世帯への臨時特別給付金」、「ひとり親家庭支援給付金」、「生活困窮者住居確保給付金」に加え、市独自の「子育て世帯応援給付金」や「妊婦特別給付金」、「休業等協力金」の給付などにより、“市民の暮らしと雇用・事業を守る”対策を進めてまいりました。

一方、感染症が本市経済にも大きく影を落とす中、経済活動の持続と回復は喫緊の課題であり、全産業分野に対して「事業持続化応援金」を給付するとともに、「中小企業振興資金」、「商店街等活性化事業」への特別枠や「販売促進事業」の創設、幡多6市町村が連携した「泊まって使える！クーポン付き宿泊プラン」などにより、“街の賑わい、

地域経済の再活性化”に取り組んでまいりました。

さらに、感染症のみならず、今後も起こりうる不測の事態に柔軟に対応できるよう、「高度無線環境整備」として未整備地区への光ファイバー網の整備や「G I G Aスクール構想の加速化」による児童生徒一人1台端末の整備、w e b会議環境の整備といった、I C T（情報通信技術）を活用した“新たな生活様式への環境整備”にも積極的に取り組んでいるところです。

そうした中、感染症の終息はいまだ不透明な状況で、今後も引き続き必要な対策を積極的に講じていく必要があることから、今議会では、放課後児童クラブへの感染防止用品の整備や小中学校トイレの洋式化による感染防止対策、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線の維持修繕費に対する支援金や国の対策に基づく医療従事者等への慰労金の給付、そして、依然として厳しい状況にある観光業や飲食業の需要喚起と地域経済の活性化に向けた、市単独での「泊まって使える！クーポン付き宿泊プラン」の創設など、さらなる対策を講じたところです。

こうした、感染症対策に係る予算総額は、45億8,100万円余りで、感染症対応地方創生臨時交付金については、国からの3次配分を見込んだうえで9億3,400万円余りを活用するなど、国・県補助金等を最大限活用して対応することとしているところですが、今後におきましても、感染防止対策をしっかりと講じていくとともに、感染症の状況を見極めながら、街の賑わい、地域経済の再活性化と将

来を見据えた対策に、より重点を置き、必要な対策を積極的に講じてまいります。

【自動運転モビリティ実証実験】

次に、自動運転モビリティ実証実験についてです。

人口減少や更なる高齢化に伴い、全国の地方自治体では、安定的な都市経営を持続するうえで、地域公共交通など、市民の日常生活を支える生活サービスの維持や、市街地の賑わい創出実現に向けたまちづくりなど、様々な課題を抱えております。

この課題解決の一翼を担う取り組みとして、将来を見据えた次世代モビリティ・サービスの検証を行うべく、7月25日から10日間、国土交通省の全面的な支援のもと、自動運転モビリティ実証実験を実施いたしました。

実験の概要といたしましては、市役所を拠点としまして、それぞれ目的の異なる2つのルートを設定し、走行環境や市民受容度、地域効果等について、市民アンケート調査を通じて把握する取り組みと併せ、歩行者等の検知や自動停止タグの認識など、車両性能の検証も行ったところです。

実験初日には、天神橋商店街「はれのば」前にて、ささやかながら「試乗会」を開催し、来賓をはじめ実証実験の関係者、報道関係者及び多くの市民の皆さんに、自動運転技術を体験していただきました。

期間中、一般乗車予約を含め延べ323人のモニターの方々に乗車していただき、定員に対する乗車率は75%という結果でございまして、本当にたくさんの方々のご協力をいただきました。この場をお借りしまして、心より感謝申し上げます

今後の取り組みといたしましては、まず皆さんにご協力いただきましたアンケートの取りまとめを行い、そのうえでこの集計結果や関係者へのヒアリング調査、手動介入の記録など実験車両から得られた走行データを基に、課題・論点を洗い出し、四万十市自動運転モビリティ実証協議会の中で、整理してまいりたいと考えております。

【中村まちバスの運行エリア拡大】

次に、中村まちバスの運行エリア拡大についてです。

中村まちバスについては、運行エリア周辺の地域からエリア拡大を望む声が寄せられており、高齢化が進む中、中山間地域だけでなく市街地に居住する方にとっても、買い物や通院時の移動手段の確保が大きな課題となってきました。そうした状況から現行運行エリア周辺における地域住民の移動手段の確保、及び既存利用者の利便性向上に資することを目的に、エリア拡大に向け準備を進めているところでございます。

現在の状況としましては、6月に市の公共交通会議においてエリア拡大、事業者変更についての承認を受け、7月に四国運輸局への申請手続きを済ませ、許可を待っているところであります。許可とな

りましたら、10月1日より、丸ノ内地区や不破・角崎地区、サニーマート付近などエリアを拡大し、停留所を13カ所追加して運行することを予定しております。

【下田地区光ブロードバンド整備】

次に、下田地区光ブロードバンド整備事業についてです。

インターネットの普及により、光ブロードバンド環境は、いまや生活基盤の一つとなっております。また、新型コロナウイルス対策である「新しい生活様式」の一環としても、整備が急がれる状況となっているところであります。

このような状況の中、下田地区におきましては、昨年度より光ブロードバンド環境の整備を進めてきており、今月中旬に地区内の幹線工事が完了する見込みとなっております。開通試験を行った後、順次、各世帯への引き込み工事及びサービス提供が開始される予定で、利用を希望する全世帯において、年内にサービスの利用が可能となる予定となっております。

【文化複合施設の整備】

次に、文化複合施設についてです。

5月初旬から着手した中央公民館・働く婦人の家等の解体工事については、対象となる建物等の取り壊しが8月中旬に全て完了しました。工事期間中は騒音や振動もある中、特に周辺住民の皆さんには

多大なご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございました。

実施設計については、6月下旬と7月下旬に合計2回の市民ワークショップを開催しました。6月24日・25日の2日間にわたって開催した「第1回市民ワークショップ」では、延べ75名の参加のもと施設内の諸室に関して詳細なご要望をいただくことを目的に、部屋ごとに分けてヒアリング形式による意見交換を行いました。

また、7月26日に開催した「第2回市民ワークショップ」では、32名の参加のもと「新しい施設の共用空間の使い方を考える」をテーマに、施設の交流ロビーや情報コーナー、エントランスロビーやホワイエなど、共有スペースでの過ごし方や使い方についてご意見を伺いました。

一方、ソフト面で取り組んでいる管理運営実施計画の策定については、8月2日から5日にかけて「管理運営に係る団体ヒアリング」を実施しました。今回の団体ヒアリングは、中央公民館・働く婦人の家の登録団体や四万十市文化協会の加盟団体から62団体・88名の施設利用者の方に参加をいただいて、施設の休館日や開館時間、利用申込の時期や受付時間などの利用規則の素案及び、施設使用料金設定の考え方や使用料金の素案を基にご意見やご要望を伺いました。

市民ワークショップや団体ヒアリングでいただいたご意見やご要望等については、整備検討委員会で報告し議論いただくとともに、設計との整合を図りながらできる限り計画に反映できるよう努めてまいります。

【公私連携幼保連携型認定こども園】

次に、公私連携幼保連携型認定こども園についてです。

現在、事業主体であります社会福祉法人ひかり会におきまして施設整備に向けて取り組んでいるところであり、8月26日から建設工事に着手しております。

また、9月2日には市、社会福祉法人ひかり会及びひかり乳幼児保育園の保護者による三者協議会を立ち上げ、公私連携幼保連携型認定こども園の運営についての協議を開始しました。

今後は当協議会での意見を基に、保護者が安心して預けることができ、質の高い保育の提供ができる施設を目指し、公私連携で取り組んでまいります。

【市民病院】

次に、市民病院の泌尿器科の診療体制の変更についてです。

市民病院の泌尿器科については、平成31年3月末に退職された中尾医師に非常勤医師として引き続き診療を行っていただいておりますが、本年9月25日の診療を最後に、自宅のある京都市に帰られることとなりました。中尾医師には、退職されてからも1年半の間、地域医療の維持にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

なお、今月から高知大学より毎週金曜日に非常勤医師の派遣をいただけることになり、泌尿器科の診療は続けてまいります。10月

以降は診療日が週1回となりまして、市民の皆さんには大変ご不便をおかけいたします。引き続き常勤医師の確保に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

【健全化判断比率等】

最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を算定しましたのでご報告します。

まず、健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率とも赤字は無く該当なし、実質公債費比率は早期健全化基準25%に対して11.0%、将来負担比率は早期健全化基準350%に対して113.4%と、いずれの指標も早期健全化基準を下回っており、前年度と比較すると実質公債費比率は0.1ポイント、将来負担比率は8.1ポイント改善しています。

次に、公営企業会計の資金不足比率ですが、資金不足の生じている公営企業会計はございません。しかし、一般会計からの繰出に依存している会計も多いため、今後も独立採算の原則を再認識し経営の健全化に努めてまいります。

以上で、主要課題への取り組みについての報告を終わります。